

民生委員・児童委員の活動紹介

民生委員は、地域児童の健全育成を進める児童委員の役割も兼ねていることから、「民生委員・児童委員」と呼ばれています。また、児童問題を主に担当する主任児童委員も各小学校区に配置されています。

各委員とも任期は3年で、厚生労働大臣から委嘱された144人が、市内7地区にて活動されています。

- 民生委員・児童委員の主な活動
- ▶調査 地域内の高齢、障がい、母子、父子など、福祉問題を抱えている世帯の有無や、その世帯のニーズの把握
- ▶相談 福祉に関する悩みや心配ごとの相談を実施
- ▶情報提供 各種福祉制度に関する情報提供
- ▶連絡調整 相談を受けた福祉問題について、適切な対応がとれるように、市や関係

機関との連絡調整
▶その他 各種証明書などの取扱業務の紹介や、行政や社会福祉協議会などが実施する諸活動（要援護者の見守りなど）への協力

地域の身近な相談役 お気軽にご相談ください

各委員は市民の皆さんの身近な相談役として、困りごとに応じた助言を行うほか、市役所の担当部署へのパイプ役を務め、解決のお手伝いをします。

地域ごとに担当の委員が決まっていますので、委員の氏名や連絡先については、福祉総務課までお問い合わせください。

なお、相談内容などの秘密は厳守します。一人で悩まずお気軽に相談してください。

☎福祉総務課 (☎983-1334)



南山小学校通学路のあいさつ運動(令和8年4月7日撮影)

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

民生児童委員協議会では、5月12日(火)から1週間を活動強化週間とし、今年5月1日(金)から5月18日(月)まで市役所や男山児童センター、橋本公民館にPR用の懸垂幕や横断幕を設置します。

また、民生委員・児童委員の活動をPRするため、下記の期間に市内小・中学校であいさつ運動を実施予定です。

- 日時 5月12日(火) 午前7時45分～8時30分
- 場所 市内小学校8校、中学校4校の校門前

災害時生活用水協力井戸に登録を

災害等による断水に備え、市民の皆さんの生活用水として所有される井戸の水を提供していただける人を募集しています。

個人や事業所が所有する井戸の登録にご協力をお願いします。



登録井戸の標識



▲ 標識の設置例 ▲



■登録要件

- ①生活用水として使用可能な水量・水質であること
- ②井戸水をくみ上げるための設備があること
- ③災害等の断水時に無償で近隣住民に井戸水を提供していただけること

- ④井戸枠等があり安全であること
- ⑤井戸の所在地の公表を了承できること

■登録方法

所定の用紙(危機管理課窓口または市ホームページから入手可)を危機管理課に持参。

※必要な場合は、市が水質検査を実施します。
※登録井戸には標識を渡しますので、見える場所に設置をしてください。

☎井戸の登録に関すること = 危機管理課 (☎983-3200)、
井戸の固定資産税減免に関すること = 税務課資産税係 (☎983-2480)

■事業所が所有する井戸の固定資産税減免について

固定資産税の課税対象となる事業用の井戸は、本事業への登録に伴い、附属する装置等にかかる固定資産税(償却資産)の減免を受けられる場合があります。

詳しくは、税務課にお問い合わせるか、右記二次元コードから市ホームページをご確認ください。



市ホームページ

住宅耐震改修工事で固定資産税を減額

住宅の耐震改修工事を実施した場合、当該家屋の固定資産税額を減額します。

■減額要件

- ▶昭和57年1月1日以前から存在する住宅である
- ▶令和13年3月31日までに現行の耐震基準に適合させる改修工事を行い、改修費用が50万円を超えるもの

■減額期間 改修工事が完了した年の翌年度から、次の家屋の固定資産

税額を減額します。

- ▶令和13年3月31日までに改修工事が完了 = 1年間
- ▶通行障害既存耐震不適格建築物に該当する家屋の改修工事が完了 = 2年間
- 減額する額 1戸あたり120㎡の床面積相当分までの固定資産税額の2分の1相当額を減額(改修により、認定長期優良住宅に該当した場合は3分の2相当額)
- 手続き 改修工事完了後3カ月以

内に、次の書類を提出してください。

- ▶住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書
- ▶地方公共団体・建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した耐震基準に適合する家屋であることを示す証明書
- ▶耐震改修工事の工事内容が記載された明細書および領収書(写し)
- ▶認定長期優良住宅であることを証明する「認定通知書」(写し)

※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示してください(郵送の場合は写しを同封)。

※耐震改修軽減は、熱損失防止改修軽減またはバリアフリー改修軽減との併用不可。また、バリアフリー改修や熱損失防止改修を実施し、その改修が一定の条件に当てはまる場合、固定資産税が減額されます。詳しくはお問い合わせください。

☎税務課資産税係 (☎983-2480)

NPO法人コメリ災害対策センターと協定を締結

3月25日(水)、NPO法人コメリ災害対策センターと「災害時における物資の供給に関する協定」を締結しました。

本協定は、本市で災害が発生した際に市からの要請に基づき、全国各地に店舗を持つ株式会社コメリを母体とする当センターから作業用品および生活用品など生活必需品の物資を供給していただき、災害時の生活環境の早期安定を図るものです。

市は、避難所等における生活環境の向上につながるものと期待し、引き続き、防災機能の強化を図ってまいります。



(左から)協定を締結した株式会社コメリ 関西ゾーン真柄圭太ゾーンマネージャーと川田市長

☎危機管理課 (☎983-3200)

旭食品株式会社と協定を締結

3月19日(木)、旭食品株式会社と「災害時における物資の供給に関する協定」を締結しました。

本協定は、本市で災害が発生した際に市からの要請に基づき、市内に支店を持つ旭食品株式会社から食料品などの物資を供給していただき、避難者への安定した食事の提供を図るものです。

市は、避難所等における生活の質の向上につながるものと期待しており、引き続き、防災機能の強化を図ってまいります。



(左から)協定を締結した福井良臣旭食品近畿支社長と川田市長